

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 《所得税・法人税》

1. 特例の概要

中小企業者等が**30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）※**を取得した場合、**合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）**することが可能。

※ 貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は対象外

取得価額	本則課税		少額減価償却資産の特例
	10万円未満（全企業）	20万円未満（全企業）	30万円未満（中小企業者等のみ）
必要経費、損金への算入	全額損金算入（即時償却）	3年間均等償却（残存価額なし）	全額損金算入（即時償却）
限度額	—	—	合計300万円以下

2. 対象者

以下に該当する個人又は法人で青色申告書を提出する方が対象になります。

個人の場合（中小事業者）：常時使用する従業員の数が500人以下の個人

法人の場合（中小企業者等）：

- ・資本金又は出資金が1億円以下の法人（常時使用する従業員の数が500人を超える法人及び大規模法人の子会社を除く。）
- ・資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が500人以下の法人
- ・出資金が1億円超の森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合等で、常時使用する従業員の数が300人以下の法人

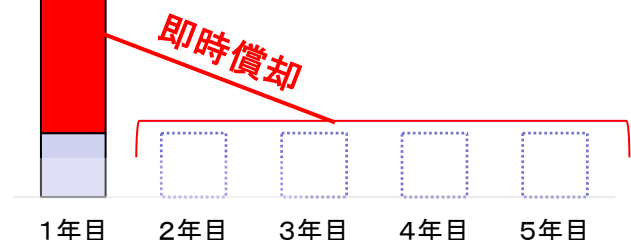
3. 特例の適用期限

令和8年3月31日まで

4. 即時償却（全額損金算入）による効果

通常の減価償却の場合、償却期間で毎年費用計上する必要がある

即時償却により償却資産の管理などの事務負担が軽減される。



お問い合わせ先

林野庁経営課組合事業班

（代表）03-3502-8111（内線6083）

（ダイヤルイン）03-6744-2288